

Ⅲ 監査指導課関係業務

社会福祉施設等指導監査

(1) 社会福祉施設指導監査

適正な施設運営を確保するため、社会福祉法第70条等の規定に基づき、利用者の処遇、職員の待遇、施設の整備状況等運営の全般について助言、指導を行っている。

(2) 社会福祉法人指導監査

適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るため、社会福祉法第56条の規定に基づき、法人運営・事業経営全般について助言、指導を行っている。

(3) 児童福祉行政（保育事務関係）指導監査

適正な児童福祉行政の実施を確保するため、児童福祉施設の措置費等の事務処理状況及び児童福祉施設の最低基準等の実施状況について助言、指導を行っている。

(4) 障害福祉行政関係法施行事務指導

適正な障害福祉行政の実施を確保するため、障害福祉行政関係法施行事務の処理等について助言、指導を行っている。

(5) 介護サービス事業者等指導

介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図るため、法令等に定める介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の請求等に関する事項について助言、指導を行っている。

(6) 障害福祉サービス事業者等指導

自立支援給付対象サービス等の質の確保及び自立支援給付等の適正化を図るため、法令等に定める自立支援給付対象サービス等の取扱い、自立支援給付に係る費用の請求等について助言、指導を行っている。

平成28年度指導監査等の実施状況

区 分		対象数	実地	書面	計
法 施 行 事 務	児童福祉行政（保育事務関係）指導監査	39	39	0	39
	障害福祉行政関係法施行事務指導	40	20	0	20
	小計	79	59	0	59
社 会 福 祉 施 設	社会福祉施設	697	325	134	459
	生活保護施設	3	2	1	3
	保育所・保育所型認定こども園・ 幼保連携型認定こども園	385	271	101	372
	児童自立支援施設	1	1	0	1
	児童養護施設	6	0	6	6
	情緒障害児短期治療施設	1	0	1	1
	乳児院	3	1	2	3
	母子生活支援施設	3	1	2	3
	福祉型障害児入所施設	9	7	2	9
	福祉型児童発達支援センター	5	1	4	5
	医療型障害児入所施設	1	1	0	1
	医療型児童発達支援センター	2	2	0	2
	児童厚生施設（児童館）	90	24	0	24
	小計	506	309	118	427
	老人福祉施設				
	養護老人ホーム	8	4	4	8
	特別養護老人ホーム	109	1	0	1
軽費老人ホーム	20	9	11	20	
小計	137	14	15	29	
障害者支援施設	51	0	0	0	
小計	697	325	134	459	
社 会 福 祉 法 人	区市町村社会福祉協議会	32	32	0	32
	上記以外	164	73	0	73
	小計	196	105	0	105
合計		972	489	134	623

その他、介護サービス事業者等指導で116か所、障害福祉サービス事業者等指導で149か所実施。